

報道機関等発表資料

令和元年12月26日

大衡村税務課

電話：022-341-8513

## 「固定資産税の課税誤り」について

### 1 経緯

今年の7月頃に他県の市で固定資産税の課税誤りが発覚した。それを踏まえて本村でも同様の課税誤りがないか確認調査を実施した。

その結果、下記の内容についての課税誤りのあることが判明した。

### 2 課税誤りの内容

所有者が死亡した場合、所有している固定資産について、法定相続人の共有財産として課税しなければならないところ、相続人代表者の個人資産と合算して課税していた。

### 3 確認調査結果

	件数 (件)	金額 (円)
合算課税していたもの	294	—
税額に変更が生じるもの	191	140,000

※件数及び金額は現時点のもので変更が生じる可能性がある。

### 4 今後の対応

①令和2年度の課税は、合算して課税していたものを分割して課税する。

②現年度分(令和元年度分)は早急に還付金額を確定するように作業を進め、その額が確定次第、対象者に対しては更正通知等を郵送する。また、過年度分についても調査し、対象者を確認したうえで還付処理を行う予定である。